

# 音楽コンテンツの流通と 対価の支払い

2016年1月29日

株式会社レコチョク 山崎浩司

人と音楽の新しい関係をデザインする。



# 音楽配信サービスのバリエーション

## 1) ダウンロード・サービス

1曲毎（アラカルト）課金した後に  
端末にダウンロード（複製）

## 2) ストリーミング・サービス

月額制により端末にストリーミング  
（逐次再生）

# 音楽配信サービスの契約形態



## 配信契約形態（対レコード会社）



### 業務委託契約

レコード会社が配信業務を配信事業者に委託する

レコード会社が配信楽曲や小売価格を決める

⇒ レコード会社は、販売手数料を配信事業者へ支払う

⇒ 著作権使用料は、レコード会社が管理事業者へ支払う



### 原盤使用許諾契約

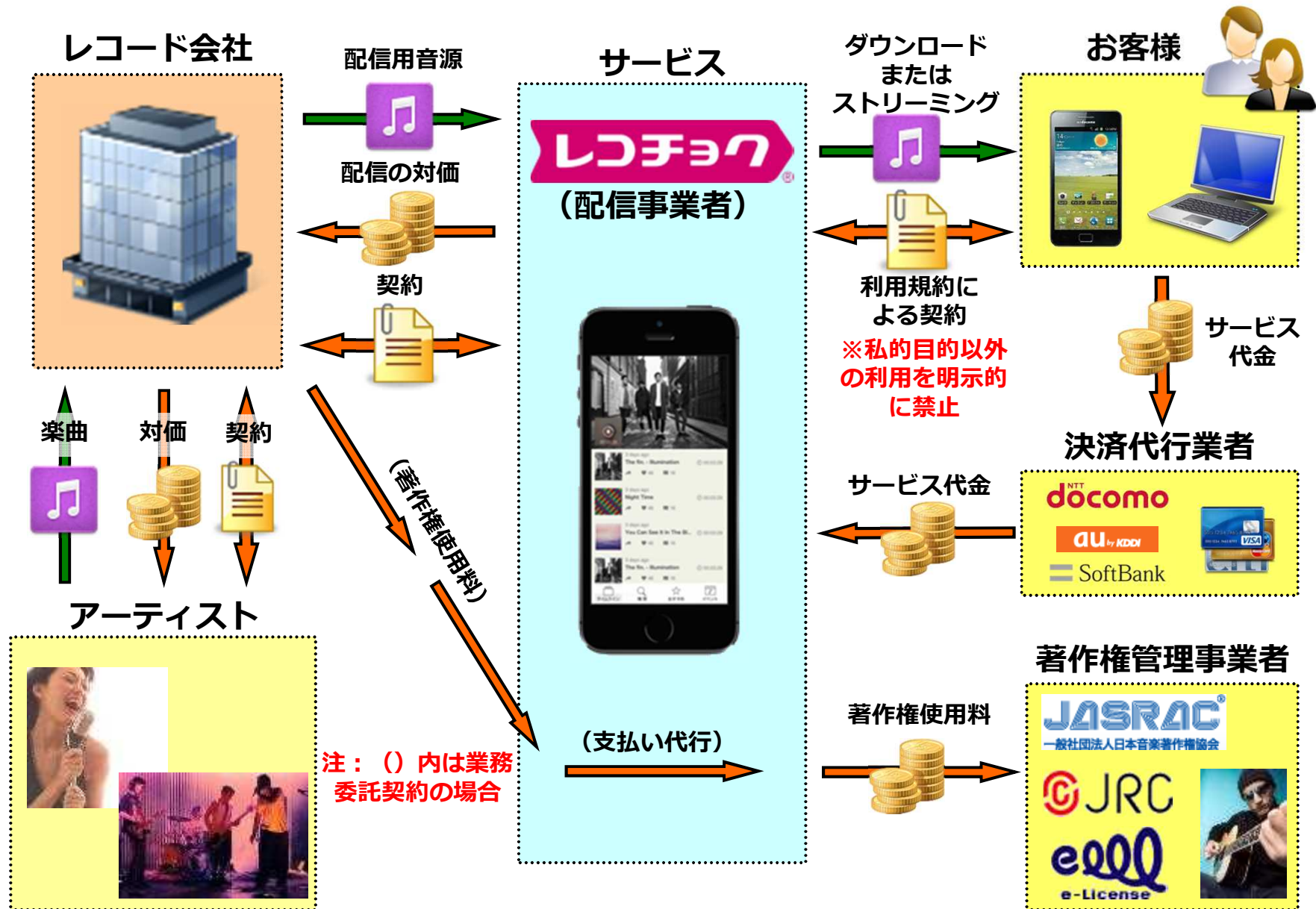
配信事業者が、レコード会社の許諾を受けた楽曲を配信する

配信事業者が配信楽曲や小売価格を決める

⇒ 配信事業者は、原盤使用料をレコード会社へ支払う

⇒ 著作権使用料は、配信事業者が管理事業者へ支払う

# 音楽配信ビジネスの流れ



# ダウンロード・サービスについて -1-

## サービス概要

- 販売価格：200～250円（税込）
- 販売形態：
  - 圧縮音源（CDの1/5～1/10圧縮）
  - 著作権保護技術なし（ユーザーによる複製可能）
- 1課金で10台までのデバイスにダウンロード可能

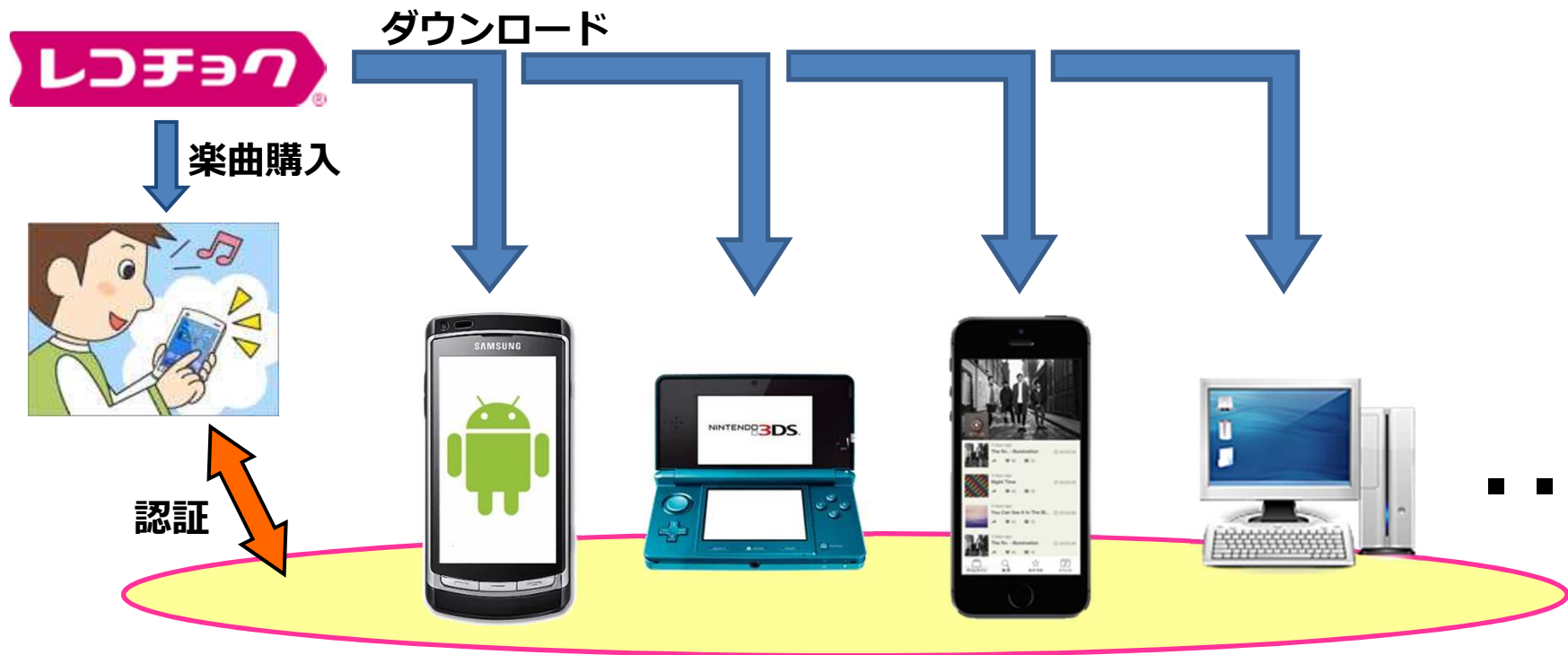
## ビジネスモデル

- 著作権者との許諾契約
- レコード会社との契約（業務委託または使用許諾）
- 対価として販売価格に対する料率支払い



# ダウンロード・サービスについて -2-

## マルチデバイス・ダウンロード



**1購入につき認証済みデバイス10台までにダウンロード可能  
(無償付加サービス)**

# ストリーミング・サービスについて -1-

## サービス概要

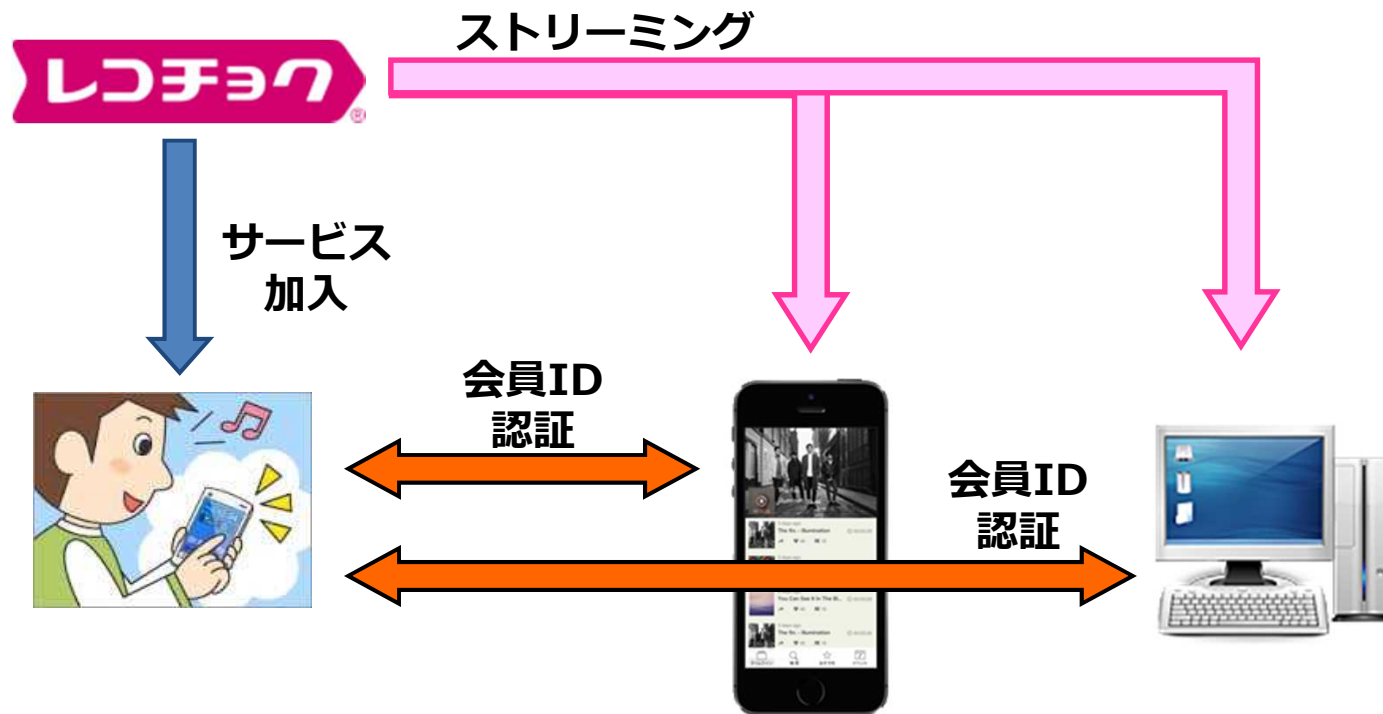
- サービス価格：324～980円（税込）
- 配信形態：
  - 伝送経路におけるセキュリティ技術実装（httpsなど）
  - 楽曲複製不可（ただし一時的キャッシュあり）
- 1課金 = 1 ID（同時複数接続不可）

## ビジネスモデル

- 著作権者およびレコード会社との使用許諾契約
- 許諾対価として販売価格に対する料率支払い



# ストリーミング・サービスについて -2-



**会員ID認証にてサービス利用可能  
(同時利用不可・端末複製は出来ない)**